

令和 7 年 4 月 1 日
東 京 都
東 京 労 働 局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構東京支部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、国及び東京都が実施する職業訓練（以下「公的職業訓練」という。）について、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「対象期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位向上等を図るものである。

また、本計画は、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には、改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 地域の人材ニーズ

東京都地域職業能力開発促進協議会において、中小・零細企業で全体的に人手不足が課題であり、特に製造業（ものづくり等の分野）での人材確保が困難な状況にあることが確認された。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速に対応するための人材も不足しているなか、DX 導入に費用がかかることや、企業内育成が困難な企業も多く、デジタル推進人材の確保・育成も喫緊の課題となっている。

(2) 労働市場の動向

東京都の令和 6 年 12 月の一般職業紹介状況は、有効求人倍率 1.76 倍、新規求人倍率 3.53 倍であった。令和 6 年（暦年）分の有効求人倍率は 1.77 倍で前年比 0.01P 低下し、新規求人倍率は 3.64 倍で前年比 0.09P 上昇した。また、令和 6 年 12 月の全国の完全失業率（総務省統計局）は 2.4% であり、令和 6 年（暦年）分平均では 2.5% と前年比 0.1P の低下となった。雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

(3) 職業訓練の実施状況

令和 6 年度（12 月時点）及び 5 年度の職業訓練実施状況は以下のとおりである。

ア 令和6年度における公的職業訓練の入校者（受講者）数

（令和6年12月末現在）

(ア) 公共職業訓練（離職者訓練）	7,776人
(イ) 公共職業訓練（在職者訓練）	10,063人
(ウ) 公共職業訓練（学卒者訓練）	480人
(エ) 障害者に対する公共職業訓練	576人
(オ) 求職者支援訓練	3,912人

イ 令和5年度における公的職業訓練の就職率（注）

(ア) 公共職業訓練（離職者訓練）	60.4%
(イ) 公共職業訓練（学卒者訓練）	89.0%
(ウ) 障害者に対する公共職業訓練	26.4%
(エ) 求職者支援訓練 基礎コース	55.0%
実践コース	57.5%

（注） 令和5年4月から令和6年3月の間に終了した公的職業訓練における訓練修了者等の訓練修了後3か月の就職率である。

(4) 課題等

人手不足分野、デジタル分野については、中小企業の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保・育成が求められている。

人手不足分野については訓練修了後の就職率は高いものの、求職ニーズが低くなっており、受講者の確保に取り組む必要がある。一方、デジタル分野（特にWEBデザイン）については、求職ニーズは高いものの就職率が低くなっており、職業訓練効果の向上や就職支援の強化が課題となっている。

また、DXの加速でデジタル推進人材のニーズはさらに増し、急速な技術の進展を踏まえた人材の育成が求められていることから、人材ニーズに即した職業訓練の実施、就職率の向上に取り組む必要がある。

東京都、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部においては、地域人材ニーズや求職ニーズに沿った職業訓練課目の設定と受講定員数の確保、東京労働局（ハローワーク）においては求職者（潜在的求職者を含む）に対する積極的な訓練制度の周知・広報、受講勧奨や受講者・修了者に対する就職支援に取り組む必要がある。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和7年度における離職者等を対象とする職業訓練については、人手不足分野及びIT分野等成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置き、非正規雇用労働者、女性、高齢者、障害者など多様な求職者の特性や事情を踏まえた訓練を実施する。また、在職者を対象とする職業訓練については、社会全体のDXの加速に対応する訓練の拡充、70歳までの就業機会の確保に資する訓練の実施、個々のニーズに応じたオーダーメイド型訓練の実施等産業界に資する人材を引き続き育成する。

なお、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、介護分野の職業訓練効果の向上のため、次のとおり訓練実施機関へカリキュラム等の改善

促進策を周知する。

- ① 職場見学・企業実習等の介護現場を知る機会を付与することによって、ミスマッチを防ぎ採用の可能性が高まるばかりでなく、採用後の定着支援にも効果的であること。
- ② 訓練コースの広報発信力を強化することにより、受講者獲得に繋がること。
- ③ 多様な働き方があること（勤務体系は施設によって異なる・介護現場だけでなく販売やドライバーなどの関連職種もある）をキャリアコンサルティングや就職支援時に助言すること。

4 計画期間中の公共職業訓練（東京都）の対象者数等

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 雇用情勢や雇用のセーフティネットの観点から、早期の就業を促進する離職者訓練について適切な訓練規模を確保する。

イ 人手不足分野の人材確保のため、介護福祉士などの専門人材や関連サービスに携わる人材を育成する訓練を実施する。また、地域のものづくり企業のニーズを踏まえた機械、電気、建築などの訓練について、DX・GX関連機材を導入し、企業のDX化を推進する人材を育成する。

ウ 社会全体のDXの加速化などの変化に対応するため、IT分野を始め様々なデジタル推進人材を育成する職業訓練を積極的に計画、実施する。

エ 子育てや介護中の求職者等がそれぞれに抱える事情と職業訓練を両立できるよう、引き続き、施設内訓練において、希望する民間の企業主導型保育施設等に子どもを預け入れて、安心して訓練が受講できる環境を提供するほか、委託訓練においても、1日あたりの訓練時間が短いカリキュラム等の訓練コースや託児サービス付きの訓練コースを設定する。

オ 東京都しごとセンターの上層階の中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校において、しごとセンターやハローワークを利用する求職者に職業訓練の機会を円滑に提供し、スキルを身に付けた上で就職する流れを創出する。

カ 離職者訓練にかかる就職率は、施設内訓練で82.5%、委託訓練で75%を目指す。

<令和7年度訓練規模>

訓練区分・訓練分野	定員	うち前年度からの繰越
施設内訓練	3,010人	人
介護・医療・福祉分野	500人	人
農業分野	160人	人
旅行・観光分野	80人	人
製造分野	760人	人
建設関連分野	410人	人
その他分野	1,100人	人
委託訓練※	11,231人	(2,035人)
IT分野	1,552人	(244人)
営業・販売・事務分野	4,630人	(665人)
医療事務分野	763人	(110人)
介護・医療・福祉分野	1,743人	(500人)
旅行・観光分野	482人	(139人)

デザイン分野	1,567人	(228人)
製造分野	40人	(5人)
理容・美容関連分野	84人	(34人)
その他分野	370人	(110人)

※委託訓練の令和7年度定員規模における各分野別の数値は、変動する場合もある。

※都独自の委託訓練は国費による委託訓練に統合

(2) 在職者に対する公共職業訓練

ア 在職者訓練

- (ア) 職業能力開発センターにおいて、中小企業の従業員等を対象として、機械、建築・設備、情報、経理・経営・事務などのスキルアップや資格取得のための短期講習を平日夜間や土日を中心に、年間約600コース実施する。
- (イ) 職業能力開発センターの訓練設備等を活用し、企業等の要望に応じて講習内容等をコーディネートする「オーダーメイド講習」や、企業の現場に指導者を派遣して研修を実施する「現場訓練支援事業」の利用促進を図る。
- (ウ) より多くの者にスキルアップの機会を提供するために、在職者向け訓練の一部について、受講の利便性を高めるオンライン訓練を拡充する。
- (エ) 中小企業のDX人材の育成を支援するため、デジタル分野の講習を実施する。
- (オ) 地域、企業のニーズを科目設定に十分反映するため、職業能力開発連絡協議会における意見・要望や修了者アンケート等を踏まえ、訓練内容の見直しなどを行う。
- (カ) 職業能力開発センターにおける施設内訓練を通じて入社後の従業員等の技能習得を図る中小企業に対して、奨励金を支給し、ものづくり人材等を育成する。

<令和7年度訓練規模>

訓練区分	定員
一般向け訓練	19,322人
機械関係	1,158人
建築・設備関係	2,351人
電気・電子関係	3,387人
印刷・広告関係	614人
経理・経営・事務関係	1,464人
情報関係	3,903人
介護関係	426人
アパレル関係	350人
その他	35人
オーダーメイド	5,634人
障害者向け訓練	50人

イ 生産性向上支援訓練

生産性向上支援訓練は、企業や事業主団体の生産性の向上に必要な知識等の習得を支援するため

の従業員向けの短期間（４時間以上 30 時間以下）の訓練。

専門的な知見やノウハウを有する民間機関等の教育資源を活用（民間委託）して実施。受講対象者は、経営者、事業主から指示を受けたパート、アルバイト社員含む在職者。

令和２年度から生涯現役社会（70 歳）の実現に向けた事業の一環として、「ミドルシニアコース」を開始、令和４年度からDXの推進に必要な知識を習得するための「DX対応コース」を実施している。令和５年度から「好きな時間に好きな講座を受講してもらうeラーニング方式」のサブスクリプション型生産性向上支援訓練を開始している。

<令和７年度訓練規模>

訓練区分	定員
生産性向上支援訓練	3,090 人
うちDX対応コース	780 人
うちミドルシニアコース	210 人
うちサブスク型コース	105 人

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 地域の企業のニーズを踏まえた機械、電気、建築、情報、服飾分野などの訓練を実施し、東京の産業の基盤を支える人材を育成する。

イ 専門技能に係る訓練と併せて、品質管理、原価管理、工程管理、安全管理、IoTに係る訓練を実施することで、将来的に現場の中核でマネジメントを担う人材を育成する。

<令和７年度訓練規模>

訓練区分・訓練分野	定員	うち前年度からの繰越
施設内訓練	1,265 人	(205 人)
IT分野	175 人	人
デザイン分野	120 人	人
製造分野	745 人	(205 人)
建設関連分野	75 人	人
その他分野	150 人	人

(4) 障害者に対する公共職業訓練

ア 施設内訓練

(7) 東京障害者職業能力開発校（国立・都営）において、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を対象に、特例子会社を始めとする就職先において障害者の業務としてのニーズの高い一般事務、調理、清掃、品出し、プログラミングなどの訓練を実施する。

また、現在、企業で働く準備に取り組む生徒の受け入れ先として設置している就業支援科を修了後、オフィスワーク科と調理・清掃サービス科へ続けてステップアップできる取り組みを実施しているが、令和７年度は増加傾向にある精神・発達障害者など配慮を要する訓練生に対応するため、連続入校先を拡充する。

- (イ) 職業能力開発センターにおいて、軽度の知的障害者を対象に事務補助、販売、物流、清掃部門への就職を目指す「実務作業科」を実施する。
- (ウ) 増加傾向にある精神・発達障害者など配慮を要する訓練生が安心して職業訓練を受講できるよう、職業能力開発センターにおいて精神保健福祉士などの訓練運営アドバイザーを配置する。
- (エ) 訓練修了者の就職支援については、ハローワークや就労支援機関等と一層の連携を図り就職率向上に努めるとともに、就職後の定着支援も実施する。

イ 委託訓練

- (ア) 企業等を委託先として、事務補助など実践的な作業実習を中心とした事業所現場を活用した訓練を行う。
- (イ) 訓練施設までの通所が困難な重度障害者に向けたeラーニングによる訓練を実施する。

ウ 障害者訓練にかかる就職率は施設内訓練 70%、委託訓練 55%を目指す。

<令和7年度訓練規模>

訓練区分	定員
施設内訓練	320人
委託訓練	750人

(5) 求職者支援訓練

ア 対象者数等

非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者等に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 5,207人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 7,037人を上限とする。

訓練認定に当たっては、就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与するための職業訓練として基礎コースを全体の 10%、基礎的な技能等及び実践的な技能並びにこれに関する知識を付与するための職業訓練として実践コースを全体の 90%と設定する。

また、育児・介護等で外出が制限される者や居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域（離島等）に居住する者、非正規雇用労働者等の在職中の者など配慮を要する者に対して、訓練の受講を容易にするためのeラーニングコースを設定する。

訓練分野の設定に当たっては、DXの進展が加速する中で、IT人材の質的確保を図る観点から、デジタル系分野への重点化によりデジタル人材の育成を推進するとともに、人材確保がより困難となっている介護等の人手不足分野に対応した訓練分野を推進する。

イ 実施規模と分野

コース別	地域	区部 (80%)	左記以外 (20%)	合計
種類・分野別		5,630人	1,407人	7,037人
基礎コース		560人	140人	700人
実践コース		5,070人	1,267人	6,337人
	デジタル系	2,788人	697人	3,485人
	IT	1,774人	444人	2,218人
	WEBデザイン	1,014人	253人	1,267人
	介護系	507人	127人	634人

営業・販売・事務	1,521人	380人	1,901人
その他	254人	63人	317人

※ 各月の各分野の計画数を地域優先枠の割合で案分した結果が15人を下回る場合、原則として15人まで切り上げることとする。

※ 地域枠の設定は、区部とその他地域の比率を全ての分野において8対2とする。

※ 通所によらない訓練（eラーニングコース及びフルオンライン）は実践コースの定員数の1割を上限として実施するものとし、各月の実施科目、定員設定数は東京労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部との協議により決定する。

※ デジタル系は、IT分野とデザイン分野のうちWEBデザイン系を合わせたもの。

※ すべての分野においてそれぞれの訓練分野の特性を踏まえた「デジタルリテラシー」を含むカリキュラムを設定する。

ウ 上記イのうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	区部	左記以外
基礎コース	30%	
実践コース	20%	

※ 新規参入枠は、地域・分野ごとに複数地域又は実践コースの複数分野の共有の枠とする可とする。

※ 申請単位期間内において新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定数が当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の余剰を当該申請対象期間内の新規参入枠とする可とする。

エ 就職率に係る目標

求職者支援訓練修了者の就職率（雇用保険適用就職率）は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

オ その他計画に係る留意事項

(ア) 具体的な定員、認定申請受付期間、訓練実施機関が一回の認定申請期間（東京では1か月）に申請できる数については、東京労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部のホームページで周知する。

(イ) 東京においては、1か月ごとに求職者支援訓練を認定することとする。

なお、認定に当たっては、都内ハローワークの新規求職者の動向も勘案の上、東京都が実施する公共職業訓練（施設内・委託訓練）の月別計画状況も踏まえて認定することとする。

(ウ) 第3四半期以降においては、定員に満たなかった場合の繰り越し分及び中止となったコースの繰り越し分については、実践コース内における各分野間の振替や、基礎・実践コース間の振替ができるものとする。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関との連携

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練をとおして、訓練規模・分野・時期を設定し、職業訓練の受け皿や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解及び協力が不可欠である。

このため、令和7年度においても、東京都地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の人材ニーズを踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

(2) 公的職業訓練効果の把握・検証

東京都地域職業能力開発促進協議会において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

(3) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

(4) 公的職業訓練の周知・広報、受講勧奨

訓練実施機関と連携した訓練セミナーや訓練コース説明会の実施による周知のほか、ホームページやSNS等も積極的に活用し、職業訓練を必要としていながら制度を認知していない者等に対しても周知・広報を行う。なお、周知にあたっては、職業訓練受講中の給付金制度等についてもあわせて行う。

また、ハローワークにおいて、全ての求職者に対して公的職業訓練制度を説明するとともに、安定就職のために職業訓練の受講が必要と認められる者に対して積極的に受講勧奨を行う。その際、現在の求人状況や訓練受講中に取得できる技能・資格、訓練修了後の就職率に加えて訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点も踏まえて説明し、求職者に最も効果的な職業訓練を勧奨する。加えて、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上のため、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の拡充を図る。

(5) 訓練受講生・修了生に対する就職支援

ハローワークにおいて、職業訓練受講中の者に対し求人情報や就職支援セミナー、就職面接会情報などを情報提供するとともに、指定来所日等を活用した定期的な職業相談を実施する。また、訓練修了後未就職の者に対しては、3か月間継続した就職支援を実施し、個別担当者制支援（伴走型支援）により早期就職を目指す。あわせて、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組むとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知する。また、訓練実施機関と連携した職業講話や、訓練受講生・修了生を対象としたミニ面接会など、各ハローワークの実情に応じ積極的に実施する。

(6) 地域リスクリング推進事業

地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業を実施する。

（対象事業例）

- ① 経営者等の意識改革・理解促進
- ② リスクリングの推進サポート
- ③ 従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

なお、令和7年度に実施する地域リスクリング事業については、事業名・事業概要を記載した一覧を令和7年度に開催される東京都地域職業能力開発促進協議会において報告する。